

【オーストラリア】マネーロンダリング等防止法の改正

海外立法情報課 芦田 淳

* 2017年12月、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止法等に対して、デジタル通貨取引業者を規制対象に加えるとともに、警察職員の権限を強化すること等を内容とする改正が加えられた。

1 改正に至る経緯

オーストラリアでは、従来、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロリズムへの資金供与を防ぐための対策が、1988年金融取引報告法¹（以下「1988年法」）、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止法²（以下「2006年法」）等の法律によって図られてきた。

2017年8月、この2006年法の改正を主な内容とする法律案が政府から提出された。同法律案は、同年12月7日に連邦議会により可決され、同月13日の連邦総督の裁可を経て、2017年法律第130号³（以下「2017年法」）として成立した。

2 デジタル通貨取引に関する改正

(1) AUSTRACによるデジタル通貨取引業者の監視

2017年法は、デジタル通貨取引業者（digital currency exchange provider）も新たに規制の対象とし、マネーロンダリング等の金融犯罪を監視・監督する機関である「オーストラリア金融取引報告・分析センター」（Australian Transaction Reports and Analysis Centre: AUSTRAC）がその監視等を行うこととした。ここでいうデジタル通貨とは、次のいずれかと定義されている。

①価値のデジタルな表現で、a) 交換の手段、経済的価値の蓄積又は勘定単位（unit of account）として機能し、b) いずれかの政府の権限により又はその下で発行されたものではなく、c) 金銭と交換可能であり、また、財又はサービスの供給の対価として用いることができ、d) 対価としての使用にいかなる制約もなく、公衆が一般的に利用することができるもの。

②マネーロンダリング及びテロ資金供与の防止に係る規制により、デジタル通貨であると宣言された交換、デジタル処理又は貸方記入（crediting）の手段。ただし、当該規制の下、2006年法の目的に沿ってデジタル通貨ではないと解される全ての権利又は財産（thing）は除かれる。

また、2017年法は、AUSTRACの最高業務責任者（CEO）について、簡略な手続により罰金の支払を命じられる規制違反の範囲を拡大する等の権限強化を行った。なお、AUSTRACは、1988年法によって設置され、その後の法改正を経て、現在は2006年法によって規律されている。その基本的な機能は、事業者からの金融取引情報の収集及び関係当局との情報共有、連邦税務当局への助言、金融取引業者に対する指示・通達・ガイドラインの策定、当該情報の分析

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年3月9日である。

¹ Financial Transaction Reports Act 1988 (No. 64, 1988) <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00399>>

² Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 (No. 169, 2006) <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00268>>

³ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Amendment Act 2017 (No. 130, 2017) <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00130>>

及び関係する連邦政府・州政府警察当局への必要な指示・連携・協力等とされている⁴。

(2) デジタル通貨取引業者の義務

2017 年法は、デジタル通貨取引業者に対して、以下の義務を課した。義務を守らない場合、それぞれの違反に応じた懲役、罰金等が科されることとなる。

- ① AUSTRAC の管理する「デジタル通貨取引[業者]登録簿 (Digital Currency Exchange Register)」に登録すること。なお、2006 年法は、2011 年改正以降、金融業者、金の売買業者、ギャンブル業者その他指定された業者に対して、その名称等の登録を義務付けている。
- ② マネーロンダリング等のリスクを最小限に抑えて管理するための手順の策定及び実施、管理責任者の任命、従業員に対する身元確認及びリスクを認識するための教育等を行うこと
- ③ マネーロンダリング等の疑いのある取引及び高額（1 万豪ドル⁵以上）の有形通貨（physical currency）の移転を含む取引について、AUSTRAC に報告を行うこと
- ④ 顧客について本人確認を行い、適正な評価を行うこと
- ⑤ 取引記録について、7 年間保存すること

3 その他の改正

(1) 警察職員等の権限強化

2017 年法は、警察及び税関職員について、有形通貨及びトラベラーズ・チェックのような無記名の有価証券（bearer negotiable instruments）の国内持込み・国外持出しに係る規定の違反を取り締まるための権限を強化した。また、当該職員に従わなかった場合の罰金についても新たに規定した。

(2) コルレス契約に関する見直し

2006 年法は、金融機関に対して、実体のない架空銀行（shell bank）又は架空銀行とコルレス契約（correspondent banking relationships）⁶を結んでいる他の金融機関とコルレス契約を結ぶことを禁止した。また、コルレス契約を結ぶ際には、適正な評価を行うことを義務付け、契約先である国外法人が 2006 年法の定義する金融機関に該当しない場合には、より厳格な評価を行うことを義務付けていた。これに対して、2017 年法は、規制緩和の観点から、国際的に見ても狭かった、金融機関に該当する法人の範囲を拡大するとともに、契約締結時の評価を行うに当たっての負担軽減を図った。

参考文献

- ・ “Digital currency exchange providers,” Australian Government, AUSTRAC website. <<http://www.austrac.gov.au/digital-currency-exchange-providers>>
- ・ Cat Barker, *Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Amendment Bill 2017*. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/5592699/upload_binary/5592699.pdf;fileType=application/pdf>
- ・ House of Representatives, *Revised Explanatory Memorandum - Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Amendment Bill 2017*. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r5952_ems_ab6b819a-b113-4f6e-b9ed-ab37f596154e/upload_pdf/Anti-Money%20Laundering%20and%20Counter-Terrorism%20Financing%20Amendment%20Bill%202017_Revised%20EM.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁴ 「246. オセアニア事情⑤マネー・ロンダリング規制」大阪商業大学アミューズメント産業研究所内 IR*ゲーミング学会ウェブサイト <<http://www.jirg.org/archives/2044/>>

⁵ 1 豪ドルは約 88 円（平成 30 年 3 月分報告省令レート）。

⁶ 一般的に、為替業務代行のために銀行間で結ばれる契約をコルレス契約といい、この契約を結んだ銀行（コルレス銀行）は、手形の取立代行、送金の支払代行、信用状の授受、決済勘定等外国為替業務の取決め等を行う。情報処理相互運用技術協会「決済システムの現状と問題点の調査／分析（一般企業による金融サービス事業参入の動向調査報告書）」2004.3, p.6. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8756152_po_15-settlement_system.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>